

法的枠組み:

市民のおよび政治的権利に関する国際規約（ICCPR）第20条第2項では、「差別、敵意または暴力の煽動を構成する、国民、人種または宗教に基づく憎悪の唱道は、法律で禁止する」と言明している。

定義:

- 「憎悪」と「敵意」という語は、標的とされた集団に向けられた誹謗、悪意または嫌悪の、強烈で非合理的な感情を指す。
- 「唱道」という語は、標的とされた集団に対する公共的な憎悪を促進せんとする意図が必要であると理解される。および
- 「煽動」という語は、標的とされた集団に属する諸個人に対する、差別、敵意または暴力の切迫した危険を作り出すような、国民的、人種的または宗教的な諸集団に関する言明を指す。

敷居テスト:

ICCPRの第20条が表現の自由の制限に高い敷居を求めるのは、言論の制限が例外でありつづけなければならないからである。[ラバト行動計画（A/HRC/22/17/Add.4、付録）](#)では、発言が犯罪に該当するためには、六部から成る以下の敷居テストの各部分の条件を満たすことが必要になると提案している。

- (1) **背景**：ある発言が、標的とされた集団に対する差別、敵意または暴力を煽動する可能性が高いかどうかを判断するとき、文脈は非常に重要である。文脈は、意図および／又は因果関係の両方に、直接関係しうる。文脈を分析するに際しては、その発言が行われ広められた時点で広範に成立していた社会的および政治的文脈のうちに、その言語行為を位置づけるべきである。
- (2) **発言者**：発言者の社会における位置や地位、特にその発言が向けられた聴衆をとりまく状況におけるその個人ないし組織の立場が、考慮されるべきである。
- (3) **意図**：ICCPR第20条は、意図があることを予定している。この条項は、当該発言の単なる頒布や伝達ではなく、「唱道」と「煽動」に関わるので、不作為や不注意は、ある行為が同規約第20条の違反となるために十分とは言えない。このため、ある行為が違反となるには、言語行為の対象と主体およびその聴衆のあいだに成立する三者関係の作動が必要とされる。
- (4) **内容と形式**：発言の内容は、裁判所の審議にとって鍵となる点の一つであり、煽動の不可欠の要素である。内容分析は、発言が挑発的かつ直接的である度合い、発言によって展開された議論の形式、スタイルおよび性質、あるいは展開された様々な議論のあいだのバランスなどに関係する。
- (5) **言語行為の範囲**：範囲という概念は、その言語行為の届く範囲、公共的な性格、影響力、聴衆の人数といった要素を含む。考慮すべき他の要素として、発言が公共的な場でなされるかどうか、拡散のためにいかなる手段が用いられるか、例えば一つの小冊子なのか、マスメディアを通して放送されたり、インターネットによるものなのか、発言の頻度、伝達の量と範囲、聴衆がその煽動に応じて行動する手段を持っていたかどうか、その発言（あるいは作品）が限定された環境で流通するのか一般公衆にとって広く入手可能なのかといった点がある。
- (6) **切迫の度合いを含む、結果の蓋然性**：煽動は定義上、未完成犯罪である。その発言が犯罪に該当するうえで、煽動発言によって唱道された行為が実際に行われる必要はない。しかしながら、ある程度 of 危害リスクは確認されなければならない。これが意味するのは、裁判所が、発言と実際の行為の間の因果関係が相当程度直接的に成立していると認識し、当該発言が標的とされた集団に対する実際の行為を引き起こすことに成功する高い確率があると判断しなければならないということである。

ラバト計画では、ICCPR第20条に定められた成立要件を満たしている様々な事件の犯人が、起訴されることも処罰されることもないでいることは、憂慮すべきであるとしている。一方で、マイノリティ集団構成員は、曖昧な国内立法、司法、諸政策の誤用によって事実上迫害されており、このことは他の人々にも委縮効果を生んでいる。政治と宗教の指導者たちは、憎悪煽動の使用を避けるだけでなく、ヘイトスピーチの事例に対して、断固として迅速に反対発言をする極めて重要な役割を持っている。憎悪煽動への対応として暴力は決して許されないということも、銘記されるべきである（[18 commitments on "Faith for Rights（「権利に対する信条」の18の約束）](#)）。